

令和 2 年 6 月 1 8 日  
在デンマーク日本国大使館

日本郵便がデンマーク宛国際郵便の引受け再開  
濃厚接触者追跡アプリの運用開始  
デンマークの入国制限・デンマーク外務省の渡航勧告改訂  
(新型コロナウイルス関連情報)

【ポイント】

- 日本郵便がデンマーク宛国際郵便（航空扱いの郵便物など）の引受け再開（6月19日から）
- 濃厚接触者追跡アプリ「smitte|stop」の運用開始（6月18日から）
- 6月27日から、EU及びシェンゲン協定加盟国並びに英国のうち、基準を満たす国に対して入国制限の緩和と渡航再開のためのモデルを導入。同モデルに基づき、欧州内の多くの国が「開放国」として、6月27日から渡航・入国可能となる見通し。

1 日本郵便がデンマーク宛国際郵便の取扱いを再開

6月18日、日本郵便が、6月19日からデンマーク宛のEMS郵便物、航空扱いとする通常郵便物・小包郵便物の引受け再開を発表しました。

[https://www.post.japanpost.jp/int/information/2020/0618\\_01.html](https://www.post.japanpost.jp/int/information/2020/0618_01.html)

2 濃厚接触者追跡アプリの運用開始

デンマーク保健省は、感染者に濃厚接触した者に通知が届く接触者追跡アプリ「smitte|stop」の運用が6月18日より開始され、同アプリのダウンロードが可能となる旨発表しました。同アプリの機能概要は以下のとおりです。

- 感染が判明したアプリ使用者が同アプリに、感染した旨登録すると、過去14日間、感染者と15分以上1メートル圏内にいたアプリユーザーに通知が届く。感染者の名前は公表されない。
- 感染した旨をアプリに登録するにはNemIDが必要。NemIDがなくても通知を受け取ることは可能。
- 15歳以上から使用可能。
- ダウンロードは任意。アップルストア、グーグルプレイからダウンロード可能。

保健省は、同アプリのプライバシー保護とデータセキュリティは最高水準としており、同アプリから接触者として通知を受けた者は、保健庁の推奨事項に従

い、速やかに検査を受けることが求められるとしています。

(保健省プレスリリース：デンマーク語)

<https://sum.dk/Aktuel/Nyheder/Coronavirus/2020/Juni/Nu-er-appen-smittestop-klar-til-danskerne.aspx>

(「smitte|stop」のサイト：デンマーク語)

<https://smittestop.dk/>

### 3 デンマーク外務省の渡航勧告改訂、国境のさらなる開放

6月18日、デンマーク外務省は、渡航勧告の改訂と国境の更なる開放についてプレスリリースを発出しました。概要は以下のとおりです。

(外務省プレスリリース：デンマーク語)

<https://um.dk/da/nyheder-fra-udenrigsministeriet/newsdisplaypage/?newsID=AE42B703-ECD6-4836-A763-2052E641598F>

●6月27日からEU及びシェンゲン協定加盟国並びに英国のうち、基準を満たす国に対する国境開放と渡航再開のための新たなモデルを導入し、同モデルを基にどの国に国境を開放するかを決定する。

●同モデルに基づき「開放国」と「検疫国」に分けられる。

●再開対象となる「開放国」となるためには、その国の感染者数は人口10万人に対し1週間に20人未満でなくてはならない。国境再開に際して、その国が「検疫国」のステータスに再び変更されることとなるクリティカルなレベルは、人口10万人あたり感染者数30人である。国立血清学研究所は、「開放国」と「検疫国」に分類される国々の表を毎週作成する。

●上記EU等の国々のうち、スウェーデンの一部とポルトガルを除く多くの国が「開放国」として、6月27日から渡航・入国可能となる見通し。

●当該国がデンマークの旅行者に対して厳格な入国制限を設けていない場合、外務省の渡航勧告はすべての開放国に対して黄色（渡航に特に注意、日本は現在オレンジ（不要な渡航の中止））になる。黄色の国から帰国したデンマーク人に対しては、帰国後14日間の自宅待機の要請は廃止される。

●シュレスヴィツヒ=ホルシュタイン州（ドイツ）、スコーネ（スウェーデン）、ハッランド（スウェーデン）またはブレキンゲ（スウェーデン）の居住者を除き、デンマークへの観光客には引き続き6泊の滞在が要請される。もし前述の地域の1つが検疫地域となる場合、入国前72時間以内に行われた検査の陰性結果が提示されれば入国できる。

●政府は6月27日には、現在EU及びシェンゲン協定加盟国ならびに英国に

のみ適用されている特定の「承認に値する入国目的」を、第三国に拡大する予定である。この拡大には、交際相手、祖父母、孫が含まれる。ただし、入国前72時間以内に行われた検査の陰性結果を提示することが求められる。

また、同渡航勧告の改訂の発表に関し、同日、コフォズ外相及びヘケロップ法相が記者会見を行いました。両大臣のコメント概要は以下のとおりです。

【コフォズ外相】

(記者から欧州以外の国に対する国境再開方針を問われたのに対し)

●現時点では、欧州以外の国への国境再開モデルは検討していない。欧州以外の第三国は約160カ国あり、まだコロナウイルス感染症が蔓延している国もある。また、欧州の他国で、欧州以外の第三国への国境再開を発表した国はないというのが自分の理解である。

【ヘケロップ法相】

●6月27日から、EU、シェンゲン協定加盟国および英国のうち、スウェーデンの一部及びポルトガルを除いて、この新しいモデルに基づく基準を満たす国に旅行できるようにするとともに、これらの国々からの観光客を受け入れられるようにする。

Commented [情報通信課1]: 笹谷→松本さん、菊池さん

発言していないかもしれないけど、一部、が正しいですね？

#### 4 感染者数

6月17日14時現在のデンマークの感染者数は以下のとおりです。(国立血清学研究所発表に基づく。)

感染者数 合計 12,544名(前日から50名増加)

死亡者数 合計 600名(前日から2名増加)

治癒者数 合計 11,442名(前日から57名増加)

デンマーク 12,344名(死亡者600名、入院者38人、治癒者数11,242名、検査人数累計691,419名)

フェロー諸島 187名(死亡者0名、治癒者数187名、検査人数累計11,538名)

グリーンランド 13名(死亡者0名、治癒者数13名、検査人数累計2,739名)

#### <当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を2名までと制限しております。係員が順番に案内いたしますので、ご協力よろしく申し上げます。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名，帰国日」をご記入の上，当館領事班 [ryoji.han@ch.mofa.go.jp](mailto:ryoji.han@ch.mofa.go.jp) までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

[https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/taizai-zairyu.html](https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html)

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方，入院された方は当館までご連絡ください。

#### 【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト  
(デンマーク語)

[www.coronasmitte.dk](http://www.coronasmitte.dk)

(英語)

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark>

当館特設コロナページ(過去の領事メールや日本・デンマークの参考サイトを集約)

[https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/taizai-covid19.html](https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html)

デンマーク外務省の出入国に関連する Q&A 等 (英語)

<https://um.dk/en/travel-and-residence/coronavirus-covid-19/>

#### 【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電話 3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス：[ryoji.han@ch.mofa.go.jp](mailto:ryoji.han@ch.mofa.go.jp)

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は，以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は，記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等），または帰国・転出等があればお知らせください。